

新型コロナワクチン接種に係る Q&A



Q 1 ワクチンの接種が受けられる期間はいつからいつまでですか。

A 1 接種を行う期間は、令和3年5月24日から令和4年2月末までの予定です。

ワクチンは徐々に供給されるため、一定の接種順位で接種が行われます。現時点では、次の順でワクチン接種を受けていただくことが国から示されています。

1. 医療従事者
2. 高齢者（令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方）
3. 高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方
4. 上記1～3以外の方

Q 2 住民票のある市町村以外で接種を受けられますか。

A 2 原則として接種を受けることができるのは住民票のある市町村です。

ただし、病院や施設に入院・入所中の方や、出産のため里帰りしている妊産婦、遠隔地へ下宿している学生、単身赴任者等のやむを得ない事情による場合は、例外的に住所地以外で受けることができます。また、国や都道府県の設置する大規模接種会場でも接種できます。

詳しくは、実際にお住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 3 持病を持っていますが、予防接種を受けることができますか。

A 3 基礎疾患のある方や通院中の方は、予約する前にかかりつけのお医者さんにコロナワクチン予防接種の可否を確認するようにしてください。

Q 4 妊娠中や授乳中の人は、ワクチンを受けることができますか。

A 4 妊娠中、授乳中の方も、新型コロナワクチンを受けることができます。

ただし、妊婦又は妊娠している可能性のある女性には、海外の実使用経験などから現時点で特段の懸念が認められているわけではありませんが、安全性に関するデータが限られていることから、接種のメリットとデメリットをよく検討して接種を判断していただくこととしています。

また、授乳中の女性については、現時点で特段の懸念が認められているわけではなく、海外でも接種の対象とされています。ワクチンを受けるかお悩みの方は、主治医とご相談ください。

Q5 子どもはワクチンを受けることができますか。

A5 ファイザー社の新型コロナワクチンについては、12歳以上が接種対象となっています。このため、12歳に満たない方は、ワクチンの接種の対象にはなりません。将来的には、接種の対象年齢が広がる可能性もあります。

Q6 未成年の接種の場合、親の同意書は必要ですか。

A6 未成年者であっても、16歳以上の方については、親の同意書は必要ありません。12～15歳の接種においては、原則、保護者の同伴が必要となります。予診票に保護者の署名が必要となり、署名がなければワクチンの接種は受けられません。

Q7 ファイザー社のワクチンは、通常、1回目から3週間後に2回目を受けることになっていますが、どのくらいずれても大丈夫ですか。

A7 1回目の接種から3週間を超えた場合、できるだけ早く2回目の接種を受けてください。

Q8 新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンは、同時に受けることはできますか。

A8 原則として、新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンは、同時に接種できません。新型コロナワクチンとその他のワクチンは、互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

Q9 ワクチンを接種した後も、マスクは必要ですか。

A9 ワクチンを受けた方は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、ワクチンを受けた方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだ分かっていません。また、ワクチン接種が徐々に進んでいく段階では、すぐに多くの方が予防接種を受けられるわけではなく、ワクチンを受けた方も受けていない方も、共に社会生活を営んでいくことになります。

このため皆さまには引き続き、マスクの着用、手洗い、消毒、うがいなどの基本的な感染予防をはじめ、日常の感染防止策にご協力をお願いします。

